令和７年度　市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税申告書は郵送での提出にご協力ください

◎ 市民税・県民税申告書は前年度申告した方にお送りしていますので、下記のフローチャートに従って申告が必要な場合はお使いください。
◎ 申告書は２月３日（月）から郵送受付を開始します。申告書は市ホームページ内の専用システムでも作成できます。所得税の確定申告も、自宅からパソコンやスマートフォンで申告できます。
◎ 作成した申告書は郵送での提出にご協力ください。また、自分で申告書の作成が難しい場合は、申告書に、住所・氏名・扶養親族等を記載し、源泉徴収票や控除証明書等の資料を同封して郵送してください。申告書への転記は職員が代行します。
◎ 申告書控えの送付をご希望の場合は、切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒を同封してください。申告受付済証と申告書の写し（両面）を送付いたします。また、併せて添付資料の原本もお返しいたします。
◎ 市職員による作成相談を希望する場合は、事前予約が必要です。

成田市　申告

（あて先）〒286-8585　成田市花崎町 760 番地　成田市役所市民税課

あなたは市民税・県民税の申告をする必要があるでしょうか？

☆ スタート

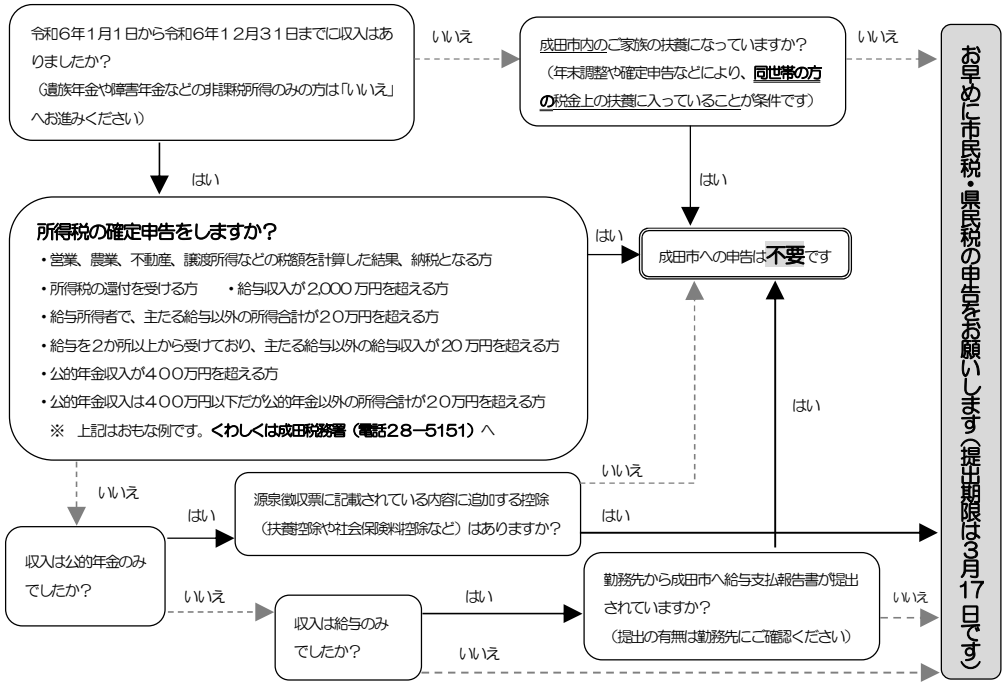

◆ 各々の状況によっては、上図に当てはまらないことがあります。詳しくは市民税課へお問い合わせください。

成田市役所　市民税課（電話20-1513）

申告書の作成相談受付日程（提出期限は３月１７日です）

申告書の作成相談を希望する方は、**事前の予約が必要になります。**
希望する日程と会場を市ホームページより申し込みしてください。**電話での予約はできません。**
所得税の確定申告は国税庁ホームページや成田税務署特設会場(イオンモール成田)にて作成・提出できます。
また、以下の会場でも２月１７日（月）から受付いたします。
ただし、**次に該当する方の確定申告は、市役所では受付できません**のでご注意ください。

- **○ 寄附金控除(ふるさと納税など)、雑損控除を受ける方**
- **○ 営業・農業・不動産収入が500万円以上となる方**
- **○ 分離課税(譲渡、配当等、先物、山林、退職)の申告をする方**
- **○ 準確定申告(納税者が出国、死亡した場合の申告)をする方**
- **○ 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方**
- **○ 青色申告をする方**
- **○ 外国税額控除等を受ける方**
- **○ 令和５年分以前の申告をする方**

※その他、減価償却費の計算が複雑なもの等、内容により市役所では受付できない場合があります。

会　場	月　日	受付時間
市役所６階中会議室	２月１７日(月)～３月１７日(月)　※土日祝除く 【3月2日（日）は受付します】	午前9時～正午 午後１時～4時 **※対面による作成相談は事前予約が必要です**
下総支所２階会場	２月２０日（木）　２１日（金）	
大栄支所２階会場	２月２７日（木）２８日（金）	
中郷公民館	３月　５日（水）	午前9時～正午 **※対面による作成相談は事前予約が必要です**
公津公民館	３月　６日（木）	
三里塚コミュニティセンター	３月　７日（金）	
八生公民館	３月１２日（水）	
豊住公民館	３月１３日（木）	
久住公民館	３月１４日（金）	

◆**下総支所、大栄支所、公民館等での受付は平日のみとなります。**日曜日の申告をご希望の場合は、3月２日（日）に開設される成田税務署特設会場（イオンモール成田）または市役所の会場をご利用下さい。
◆会場内に待合スペースはありませんのでご注意ください。

申告に必要なもの

□ マイナンバーカード（個人番号カード）、又は番号確認書類（※1）＋ 身元確認書類（※2）
　※1　通知カードやマイナンバーが記載された住民票の写し
　※2　運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等
□ 給与所得の源泉徴収票　□ 公的年金等の源泉徴収票　□ 報酬・配当などの支払調書
□ 営業・農業・不動産所得などの収支内訳書、帳簿書類など（前年度申告の際の内訳書もお持ちください）
　※事前に収支が計算されていない場合は、受付できません。
□ 社会保険料の支払証明書や領収書　□ 生命保険料、地震保険料の控除証明書
□ 医療費控除の明細書や医療費通知等の医療費控除関係書類
　※必ず医療費控除の明細書等を作成してください。作成がお済みでない場合は受付できません。
□ その他控除に必要な書類（障害者手帳など）

申告のお願い

◆ 申告会場では、指定された日時のみ、受付できます。なお、**完成された申告書を提出される場合に限り、**市役所２階市民税課、下総・大栄の両支所で指定日以外でも受理します。
最終日（3月１７日(月)）の両支所での受理は、正午までとなります。
◆ **所得税の確定申告をされる方へ**（くわしくは成田税務署まで　電話28-5151）
所得税の確定申告の受付は、２月１７日(月)から成田税務署特設会場（イオンモール成田）で始まります。
それより前の提出や相談については、成田税務署にお問い合わせください。

市職員による作成相談が必要な方は事前予約が必要です。電話予約はできません。

申告書の書き方

あなたの令和６年中の所得や控除について、
手順１～４を参考にして内容をお書きください。

手順１　住所等の記入

令和7年１月１日の住所、現住所（１月１日住所と同じ場合は左上の口にチェックを入れてください）、氏名、生年月日、電話番号、個人番号を記入してください。
前年中に収入がなかった方については、手順３の⑦～⑨の配偶者控除および扶養控除、裏面10の所得がなかった方の記載欄だけ記入してください。

手順２　収入と所得の記入

ア　給与収入のあった人

別紙 表1、表3 を参考にして給与収入（ア）と給与所得（㋐）を記入してください。

イウエ　事業収入（営業等・農業）、不動産収入のあった人

裏面12に所得の種類、支払者、収入金額、必要経費、青色申告特別控除額、所得金額（収入金額－必要経費－青色申告特別控除額）を記入し、収入金額（イウエ）と所得金額（㋑㋒㋓）を表面に記入してください。

１２　事業（営業・農業）・不動産所得に関する事項（※記載例）

所得の種類	支払者	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額	所得金額
営　業	成田市花崎町760 成田市役所	600,000 円	100,000 円	100,000 円	400,000 円

また専従者がいる場合は、専従者の情報について裏面18に各項目を記入してください。

オ　利子所得のあった人

日本国外からの利子がある場合は「利子」欄に収入金額（オ）と所得金額（㋔）を記入してください。日本国内から支給される利子については、申告不要です。

カ　配当所得のあった人

裏面13に配当所得の種類、支払者、支払確定年月、収入金額、必要経費、所得金額（収入金額－必要経費）を記入し、収入金額（カ）と所得金額（㋕）を表面に記入してください。

１３　配当所得に関する事項（※記載例）

配当所得の種類	支払者	支払確定年月	収入金額	必要経費	所得金額
利益の配当等	成田市花崎町760 成田市役所	R6・9	100,000 円	0 円	100,000 円

キ　公的年金収入のあった人

別紙 表2 を参考にして年金収入（キ）と年金所得（㋖）を記入してください。

ク　業務に係る収入（原稿料、講演料、シルバー人材センター配分金等、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なもの）のあった人

ケ　その他雑所得（個人年金等、公的年金や業務以外に係る収入）のあった人

裏面14に種目、支払者、収入金額、必要経費、所得金額（収入金額－必要経費）を記入し、業務に係るものについては表面のクに収入金額、㋗に所得金額を、その他雑所得については表面のケに収入金額、㋘に所得金額を記入してください。

１４　雑所得（公的年金等以外）に関する事項（※記載例）

種目	支払者	収入金額	必要経費	所得金額
個人年金	成田市花崎町760 成田市役所	500,000 円	100,000 円	400,000 円

コサシ㋚　総合譲渡・一時所得があった人

裏面15にそれぞれの収入金額、必要経費、差引金額、特別控除額、所得金額を記入し、裏面のコ、サ、シ、㋚について、表面に記入してください。

１５　総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項（※記載例）

		収入金額	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額		所得金額（差引金額－特別控除額）
総合譲渡	短期	800,000 円	200,000 円	600,000 円	500,000	コ	100,000 円
	長期	1,000,000 円	300,000 円	700,000 円		サ	700,000 円
一時		1,500,000 円	300,000 円	1,200,000 円	500,000	シ	700,000 円
				合計　コ＋｛（サ＋シ）×１／２｝		㋚	800,000 円

手順３　所得から差し引かれる金額の記入

まず３に控除の内訳等を記載してから４に控除金額を記載してください。

①～②　社会保険料控除等

前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った社会保険料の金額（※証明書の添付が必要）

３の①～②に支払った社会保険料の内訳を記入し、４の①に小規模企業共済等掛金を除く合計額を、４の②に小規模企業共済等掛金の金額を記入してください。

③　生命保険料控除

前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険料等を支払った金額（※証明書の添付が必要）

３の③に支払った生命保険料の支払額を記入し、別紙 表4 の計算方法に従って、控除金額を４の③に記載してください（控除の限度額は７万円です）。

④　地震保険料控除

前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族の資産に対する地震保険料等を支払った金額（※証明書の添付が必要）

３の④に支払金額の内訳を記入し、別紙 表5 の計算方法に従って、控除金額を４の④に記載してください（控除の限度額は２万５千円です）。

⑤～⑥　寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、障害者控除

(1)　寡婦控除、ひとり親控除

合計所得金額が500万円以下で、以下のＡまたはＢに当てはまる場合（Ｃに当てはまる場合を除く）は寡婦控除、Ｃに当てはまる場合はひとり親控除が適用されます。

Ａ　配偶者と死別、または配偶者の生死が不明で再婚（事実婚含む）していない
Ｂ　配偶者と離婚し再婚（事実婚含む）しておらず、扶養親族（総所得金額等が48万円以下でほかの親族の扶養になっていない）を有している
Ｃ　現に婚姻していないまたは配偶者の生死が不明で生計を一する子（総所得金額等が48万円以下でほかの親族の扶養になっていない）を有しており、事実婚状態でない

３の⑤～⑥欄の該当箇所にチェックを入れ、４の⑤に控除額を記入してください。寡婦控除の金額は26万円、ひとり親控除の金額は30万円です。

(2)　勤労学生控除

一定の要件を満たした学校の学生であり、合計所得金額が75万円以下かつ、自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合（※その学校に在学していた証明書等の添付が必要）

３の⑤～⑥欄の該当箇所にチェックを入れ、学校名を記入し、４の⑥に控除額26万円を記入してください（障害者控除もある場合は2つの合計額を記入）。

(3)　障害者控除

あなたが以下のＡかＢに当てはまる場合、または同一生計配偶者（生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の配偶者）もしくは扶養親族が以下のＡ～Ｃのいずれかに当てはまる場合

Ａ　身障者手帳（1～2級）、療育手帳Ａ、精神保健福祉手帳（1級）の場合　30万円
Ｂ　身障者手帳（3～6級）、療育手帳Ｂ、精神保健福祉手帳（2～3級）の場合　26万円
Ｃ　同一生計配偶者または扶養親族のうちＡに該当し、本人、配偶者または生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合　53万円

あなたが障害者を有している場合は障害の程度を３の⑤～⑥欄に、同一生計配偶者または扶養親族が障害を有している場合は、３の⑦～⑧欄または３の⑨欄に障害の程度等を記入し、控除額の合計を４の⑥に記入してください（勤労学生控除もある場合は2つの合計額を記入）

⑦～⑧　配偶者控除、配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、合計所得金額が48万円以下の控除対象配偶者がいる場合（配偶者控除）
あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者を有し、配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合（配偶者特別控除）

３の⑦～⑧に控除対象配偶者の氏名、個人番号、生年月日、障害の程度等の情報を記入し、４の⑦～⑧に別紙 表6 の控除額を記入してください。
また、あなたの合計所得金額が1,000万円超で配偶者を扶養している場合は、同一生計配偶者欄にチェックを付けてください（控除金額は０円となります）。

⑨　扶養控除

合計所得金額が48万円以下の扶養親族がいる場合

３の⑨に扶養親族の氏名、個人番号、生年月日、障害の程度等の情報を記入し別紙 表6 を参照して４の⑨に控除額の合計を記入してください。
国外居住親族の場合には親族関係書類や送金関係書類等が必要になります。詳しくは市民税課まで

⑩　雑損控除

前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族が災害や盗難、横領にあった場合（※被害状況や損害額等が確認できる書類の添付が必要）

３の⑩に各項目を記入し、下記ＡとＢの大きいほうの金額を４の⑩に記入してください。
Ａ　損害金額－保険金などで補塡される金額－所得金額の10%
Ｂ　災害関連支出の金額－５万円

⑪　医療費控除

前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費の金額（※明細書の添付が必要）

３の⑪に支払った医療費等（Ａ）、保険金などで補塡される金額（Ｂ）、10万円か総所得金額等の５%のいずれか少ない額（Ｃ）、差引金額（Ａ－Ｂ－Ｃ）を記入し、４の⑪に差引金額（限度額２００万円、マイナスの場合は０）を転記してください。また、ｾﾙﾌﾒﾃﾞｨｹｰｼｮﾝ税制を利用する場合は、医療費控除の下の四角にチェックを入れ、10万円か総所得金額等の5%のいずれか少ない額（Ｃ）の金額を1万2千円にしてください。

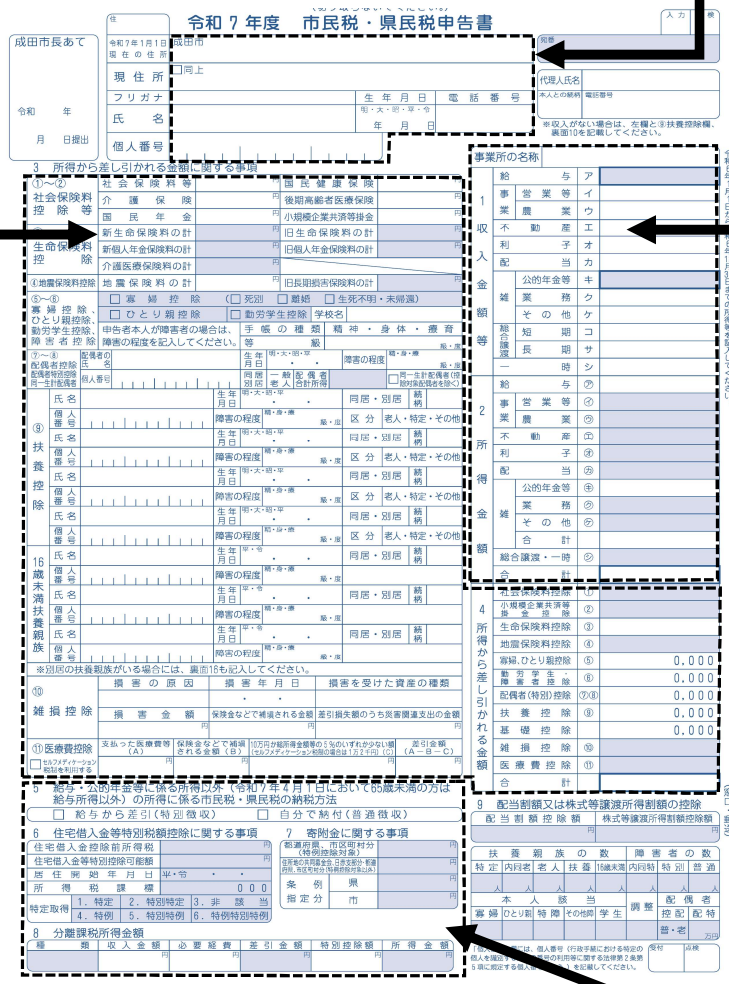

手順４　その他の事項の記入

５　給与所得とその他の所得がある場合、その他の所得にかかる市民税・県民税を給与から差し引くか自分で納付するか選択してください。
６　所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合は各項目を記入してください。
７　寄附を行っている場合は、各区分に寄附金額を記入してください。
８　分離課税所得がある方は、分離課税所得の種類、収入金額（Ａ）、必要経費（Ｂ）、差引金額（Ａ－Ｂ）、特別控除額（Ｃ）、所得金額（Ａ－Ｂ－Ｃ）を記入してください。

基礎控除　合計所得金額に対応する基礎控除額を下表を参考に記載してください。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円

※合計所得金額が2,500万円を超える場合、基礎控除の適用がなくなります。

書き方についてのご質問は
成田市役所市民税課（0476-20-1513）までお願いします。